

安芸市告示第 76 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、安芸市が令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで、次の者を安芸市公金収納受託者として、本市が一般廃棄物処理手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務を委託したので、同法第 243 条の 2 第 2 項の規定により告示する。

令和 8 年 4 月 1 日

安芸市長 西 内 直 彦

